平成２４年（フ）第１２６０号
東京都町田市高ケ坂1042番地11
破産者　前原あや子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
新潟県佐渡市羽茂大橋1583番地１
破産者　佐渡醤油株式会社
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１５８号
長野県上田市真田町傍陽738番地１
破産者　ダイテツ工業合資会社
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１７６号
長野県上田市上田原884番地２　ハイツ・こさかい102号
破産者　小林　禮子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取2079番地
破産者　亡石原驍相続財産
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１７４号
京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字北堂山７番地の１
破産者　田和建設株式会社
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
神戸市西区玉津町新方406番地の１
破産者　有限会社トラスト電気工業所
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６号
島根県鹿足郡吉賀町六日市441番地
破産者　株式会社ハピネス
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第４０号
島根県鹿足郡津和野町日原51番地５
破産者　有限会社よしとみ
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１０３６号
千葉市稲毛区轟町４丁目１番11号
破産者　東都住宅販売有限会社
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２７１号
千葉市若葉区千城台東１丁目12番14号
破産者　金田　徳大
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４９号
千葉市美浜区磯辺４丁目15番４号
破産者　頼　　勝啓
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６０号
千葉県袖ケ浦市川原井2033番地13
破産者　有限会社宮竹鉄筋工業所
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６１号
千葉県市原市南国分寺台５丁目７番地１プレジール更級102
破産者　宮竹フミ子
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６２号
千葉県市原市惣社１丁目４番地９　Ａ
破産者　坂本　好江
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
千葉県船橋市夏見１―20―７―402号、住民票上の住所千葉県船橋市習志野台４丁目54番７―202号
破産者　平野　昌之
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２６号
千葉県野田市木間ケ瀬1261番地
破産者　有限会社巧
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２７号
埼玉県越谷市東越谷３―４―12　コスモハイツＡ棟105号室、住民票上の住所千葉県野田市木間ケ瀬1261番地
破産者　逆井　　巧
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２８号
千葉県我孫子市新木3071番地の３―204号　ベルソレイユⅠ
破産者　姥貝　竜季
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２号
千葉県流山市向小金１丁目378番地の１　南柏パークハウスＢ―503号
破産者　大友　修藏
1　決定年月日　平成25年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３１１号
札幌市東区東苗穂２条３丁目４番48号
破産者　有限会社ブロス・アソシエイツ
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２６号
千葉県市川市南行徳１丁目14番19号
破産者　株式会社薫風
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係